

〈「三種神器」・神話〉の生成と『平家物語』

内田 康

はじめに

寿永二(一一八三)年七月、京に迫った源氏の軍勢を避け、平家一門は安徳天皇を奉じての西国落ちを断行する。後白河法皇が事情をいち早く察知して鞍馬へ潜幸したため、周章狼狽した一門は、取る物も取り敢えず幼帝を御輿に乗せ、「神璽」「宝劍」および「内侍所」を具して都を後にした。やがて到着した福原で、宗盛(長門本は「一位殿」)は侍達に次のように語りかける。

「積善の余慶家につき、積惡の余殃身に及ぶゆへに、神明にもはなたれ奉り、君にも捨られまいらせて、帝都をいで、旅泊にたゞよふ上は、なんのたのみかかるべきなれども、一樹の陰にやどるも先世の契あさからず、同し流をむすぶも多生の縁猶あかし。いかに況や、汝等は一旦したがひつく門客にあらず、累祖相伝の家人なり。或近親のよしみ他に異なるもあり、或重代芳恩是ふかきもあり。家門繁昌の古は、恩波によて私をかへりみき。今なんぞ苦恩をむくひさらんや。且は十善帝王、三種の神器を帶してわたらせ給へば、いかならむ野のすゑ山の奥までも、行幸の御供仕らんとは思はずや」(高野本^一・卷七「福原落」、傍線引用者・以下同)

今までの芳恩を思い起させ重代の家人達に結束を呼びかけ、自らの名分を保証する存在として、「十善帝王」とともに「三種の神器」が引き合いに出される。これは『平家物語』異種本⁽²⁾の現存部分全てに共通する態度

であり、またここはほとんどの諸本において⁽³⁾「三種神器」の用例が初めて認められる箇所でもある。この後、法皇と平家一門との間でこの「神器」を軸とした交渉が重ねられ、遂には壇ノ浦における天皇の入水、「宝劍」の喪失へとつながっていく。

現在我々が使うこの「三種神器」という語は、「神代」と「歴史」とを結ぶ特別な宝器と把握されていると言える。だがこうした観念も、それ自体が歴史的産物であることを近年の研究⁽⁴⁾が明らかにしている。例えば宗教史の村上重良氏の総括は、次のようにある。

鏡・劍・玉の三種の宝器が天皇の位を象徴することは、すでに『古事記』『日本書紀』にも見えるが、この観念がさらに宗教的・思想的に展開し、広がっていくのは、鎌倉時代から南北朝時代にかけてである。

まず三という数字を聖数とする観念が結びつき、また仏教や儒教に基づく解釈が持ち込まれて、秘儀的な解釈すら現れた。三種の神器という言葉そのものも、南北朝時代から使われはじめたようである。神器とは、中国では天子の位を指す言葉で、それがそのままこの神聖な宝器の名として用いられるようになったのである。(村上重良『日本史の中の天皇』、一二四頁)

また思想史の方面でも、最近、下川玲子氏による以下のような指摘がある。ところが、南北朝期になると、『太平記』『平家物語』あるいは独立した神宝の本『劍卷』などの文学作品のなかに、皇位のシンボルとしての「三種神器」が登場するようになる。この時期になって初めて、世間に様々な伝説をもつて伝えられていた神宝・靈宝の類が整理さ

れ、新たに皇位のシンボルとしての「三種神器」観念が確立したと考えられる。恐らくそれは、天皇家の二統分裂という、王権の直面した空前の危機的状況と相關関係がある。揺らいできた天皇の権威を、「三種神器」という目に見える確かなものに求めようとしたのではない。下川玲子『北畠親房の儒学』、一二四頁)

下川氏が、皇位のシンボルとしての「三種神器」が登場してくる契機として特に『太平記』『平家物語』あるいは独立した神宝の本『剣巻』などの文学作品に注目している点は、きわめて興味深い。

一方、文学研究の領域では、鶴巻由美氏が次のような問題提起を行つてゐる。

現在、我々は当然の如く「三種神器」という言葉を使つてゐる。しかし、用語も付与された意味付けも平家が滅んだ當時と現在は単純には繋がらない。また南北朝期にもさほど確固とした共通認識が出来上がつてはいたわけではないことが、当時の日記類その他からうかがえる。そうなると『平家物語』の中の「三種神器」はいつごろ、どこからあらわれ、どのような意図を持つて使われたのであるうか。(鶴巻由美「三種神器」の創定と『平家物語』、四一頁)

更に鶴巻氏は、室町時代までの日記類を中心に資料を博搜され、この語が當時必ずしも用語として定着していなかつたこと、にもかかわらず覚一本『平家物語』では一貫して使用されている重さに注目すべきである」と、また「用語としてはまだ未熟な「三種神器」が『平家物語』の本文に用いられているのは両者の生成・流通の場がどこかで重なつて」おり、その「場」として具体的には「台密とくに青蓮院の周辺」が想定されること、などを述べられた。

こう見てみると、「三種神器」観念の生成を考える上で、鎌倉から南北

朝期にかけて本文が形成されていった『平家物語』との関わりが問題となつてこよう。稿者はこれまで、中世期に認められる「宝剣」の説話化という件に注目し、それを「宝剣」＝「草薙剣」という物語の生成とその変容、という観点から論じてきた。⁽⁸⁾ 本稿では、この問題を更に「三種神器」観念の生成の面から捉え返してみたい。なぜなら、この「宝剣」＝「草薙剣」は所謂「三種神器」の一つとして位置づけられており、これをめぐる説話への関心が、「三種神器」観念と無関係とは考えられないからである。両者の位相的差異を探る」とは、一方では、『平家物語』においては「三種神器」神話がテクストとして織り上げられていつたかの歴史がいかに解釈され、所謂『中世日本紀』としての「宝剣説話」、ひいては「三種神器」神話が解釈され、一方では、『平家物語』の枠組に収まりきらない「三種神器」観念の生成の中での位置を考へ直すことにもなるものと思われる。

一、〈史〉の中の「神器」

まず最初に、『平家物語』の諸異種本に見られる「三種神器」の用例の実態を確認する。稿末に資料として付した諸本対照表を参考されたい。各本の用例数は以下の通りである。

延慶本、十二例（うち六例は「神祇」）
長門本、十一例（うち一例は「神祇」）

『源平盛衰記』二十一例（うち一例、「神器」とのみ）

『源平闘諍録』七例（うち一例、「神器」とのみ）

南都本、十二例（うち四例は「神祇」）

四部合戦状本、八例

屋代本、九例（うち一例は「神祇」）

覚一本、十六例

百二十一句本^{一九}、十一例

元暦二(一一八五)年

四月四日

日、六月廿四日・廿八日

なお対照表には記載しなかつたが、国民文庫版の城方本では十一例を数え

る。これによると、所謂読み本系では『源平盛衰記』語り本系では覚一

本が特に群を抜いて多く使用されている特徴が見られるほか、該当箇所に

欠巻のある『源平闘諍録』や四部合戦状本を含めて、「三種神器」という

用語は現存する全ての「平家」異種本に見られることがわかる。現存本を

更に溯つたところに想定される「原平家物語」のいずれの段階においてこ

の語が用いられるに至つたのかは定かでない。だが、小西甚一氏が、系譜

的展開を想像した其時の状態の焦点に基本的形態として想定できる、とさ

れる「原態」の概念に従えば、この「三種神器」はまさしく「原態」「平

家物語」を構成する一要素であると理解して差し支えあるまい。ちなみに、

諸異種本の全てが「三種神器」の用例を載せる場面は、本稿の冒頭で引用

した「福原落」以外では、屋島院宣(十二巻本で卷十)、院宣請文(同右)、

元暦元年二月の奉幣(同じく卷十一)、および平時忠の院宣使者への焼印

の事(同じく卷十二)の都合五ヶ所であり、特に「福原落」と奉幣の事を

除く三例は、ともに屋島院宣と関わる部分に集中している。この問題につ

いては後ほど触れることにする。

『平家物語』に描かれている治承・寿永の争乱当时、公家が「三種神器」という用語を使わなかつたことは、すでに鶴巻氏が指摘されている。氏の

調査結果を私に補つた上で、『玉葉』における所謂「三種神器」の呼称と、

その言及される日付を示してみる。

「三神」
寿永二(一一八三)年 八月六日、十一月十四日

寿永三(一一八四)元暦元年 一月五日・廿一日・廿九

「三種寶物」元暦二(一一八五)年 二月廿九日
四月四日

補足して言えば、寿永三年二月廿九日の「三種寶物」は、生虜になった重衡が宗盛のもとに派遣した使者が、都に戻ってきて伝えた宗盛の言葉であり、また元暦二年四月四日の「三種寶物」は、同日の院宣中の語を受けた「三神」の言い換えである。九条兼実自身は『玉葉』の中で専ら「三神」の語を用いている。また、これもすでに鶴巻氏が指摘されたことだが、以下の例が示す通り、兼実は「神器」という語を神聖な宝器という意味では用いていない。

又前大納言實定々詞之中、以_レ件鉢_レ可_レ爲_レ神器_レ之由、令_レ申之條、
有_レ不審_レ、疑是可_レ爲_レ神寶_レ之心也、而以_レ國家_レ稱_レ神器_レ繼神守文之儀_レ、凡謂_レ天下事_レ也、今所_レ稱已混_レ彼、尤可_レ有_レ用意_レ歟_レ云々、
所_レ申可_レ然、(安元元(一一七五)年九月十日)

安樂寺から出来した鉢について前大納言實定の定詞の中に「神器」となすべしとの言があったが、「神器」とは天下の事の意であるから「神宝」と言うべきだ、という意見に対しても、兼実は賛意を示している。ちなみに、同時代の吉田経房『吉記』や慈円『慈鎮和尚夢想記』『愚管抄』でも、「三種寶物」の例はあつても「三種神器」の例は見られない。

時代を溯つて、六国史における「神器」の用例を確認しておく。まず、天孫降臨の場面において「故天照大神、乃賜_レ天津彦彦火瓊杵尊、八坂瓊杵玉及八咫鏡、草薙劍、三種寶物」(卷第一「神代下」、第九段・一書第一)と、「三種寶物」の由来を語る『日本書紀』では、全編を通じて「神器」の例はない。この語は『続日本紀』を初見として、六国史では次の七

例を数える。

①因以此神器、欲讓皇太子、而年齒幼稚、未離深宮。

〔續日本紀〕靈龜元(七一五)年九月庚辰

續日本紀 神龜四(七二七)年十一月

③道鏡信之，有覬覦神器之意。

(續日本紀) 宝龜二年四月丁巳

日本後紀 大同元年

⑤今忽遜「神器」。傳之辱蒙。事殊「恒制」。聞命兢惕。

『田本後紀』大同四

〔日本後紀〕大同四 (八〇九)

⑦朕近身病數發。動多一疲頓。社稷事重。神器固守。

〔日本三代実録〕元慶八(八八四)年二月四日

於陽人」、濟「神器於鄧井」、およびその注（李善によるか）に注目したい。

格一深得漢專國體。一とあつて、吳の孫權の父・孫堅が発見した漢朝皇

帝の靈符・「傳國璽」が「神器」と呼ばれている。^(一)こうした例から、中国

でも古く皇帝の聖符を「神器」と称した事実が確認でき、それは吾が國で

代初期までの漢文本王史や公家日記等の中では見られない。以上の点から

れなりの時間を要したらしいことがわかる。

「草薙剣」を「天璽」と呼んで、斎部氏が天皇の即位儀礼で奉上の役割を担ってきた「神璽」の鏡・剣とは別と捉えており、「神器」の用語は使つておらず、伊勢神宮や熱田社に祀られた「天璽」としての神宝までもが「神器」と呼ばれていたとは、いよいよ考えにくい。

二、平安末期における「三種宝物」の変容

第一節で見たように、九条兼実が「三神」について『玉葉』に初めて記述するのは、平家が都落ちした直後、寿永二年（一八三）年八月六日のことであつた。⁽²⁾これに先立つて、公卿の間では既に安徳天皇に代わる新帝の践祚について議論されており、「これを要するに、安徳天皇は都落ちのあつた七月二十五日を以て廢立されたと見なされた」とする今谷明氏の見解も出されている。公卿にとって、自らの社会が機能するためには天皇が必要としたが、それが一旦都を去つた天皇である必要はなかつたのである。一方、法皇にはまだ迷いがあつたらしく、「立王事、所思食煩也、先可奉^レ待^レ主上還御哉、將又且雖無劍璽、可^レ奉^レ立^レ新主哉之由」を御卜したところ、「官寮共、申^レ可^レ奉^レ待^レ主上之由」ということになり、決定を下しかねていた（『玉葉』寿永二年八月六日）。これに対して兼実は、治安の急激に悪化した京の状況に鑑み、一刻も早く新帝を立てるべきであると以下のように述べる。

①先京華狼藉于^レ今不^レ止、是人主不^レ御座^レ令^レ然也、是^一次須^レ被^レ急

征討^レ之處、平氏等奉^レ具^レ主上、及^レ三神[、]已赴^レ海西[、]不^レ立^レ主

有^レ征伐[、]於^レ議有^レ防[、]是^二（『玉葉』寿永二年八月六日）

更に兼実の主張は、「我朝之習、不^レ得^レ劍璽[、]踐祚、曾無^レ例」であるが、「國史文」によれば、繼体天皇は「聖符鏡劍」を得て「即位」する以前に、臣下に迎えられて「踐祚」を果たし「天皇」と称した前例があり、これに準拠すべきである」と、「天子之位、一日不^レ可^レ曠」こと、と続く。

彼は「三神」の語を、平家滅亡直後の元暦二年（一八五）年四月四日の条では、院宣をもたらした頭弁光雅の「三種寶物歸來之間事又如何」という問い合わせに対し、「三種寶物歸來事、自戰場歸洛之間事、偏爲武士之沙汰

「公家不可^レ知食[、]歟、只不^レ事問[、]無^レ左右[、]奉^レ相^レ真^{三神}[、]可^レ歸洛^也、」⁽³⁾と言ひ換える形で用いているから、この両者は兼実にとつて同一の物を指している語と考えてよい。そして、この「三種宝物」に対しても、兼実に先立つ七日前、先にふれた還御のト占と関連して、吉田経房も『吉記』の中で言及している。

②又召官寮被行御ト、民部卿奉行也、直交[、]神鏡神璽寶劍等事也、共ト申云、相具^{三種寶物}有還御歟、五十日内甲乙庚辛日、及冬節中云々、（『吉記』寿永二年七月三十日）

平家一門が持ち去つた「神鏡神璽宝劍」を、経房は「三種宝物」と呼んでいる。旧稿でも見たように、天皇のレガリアを「三種宝物」と呼ぶのは、二十年後に慈円の手で記された『夢想記』の記述とも一致する。彼が夢想の確認をするに際して後鳥羽院から遣わされたのが「神鏡・劍・璽勸文」および「日本記第一卷」であったことからも、この「三種宝物」は、『日本書紀』の中のそれを指していると見てよい。そしてその証左として、十巻本『伊呂波字類抄』の「璽」の項目に統けて記された次の資料があげられる。

③神璽鏡劍等[、]事[、]壽永二年八月十五日勘解由長官兼式部大輔藤原俊経
卿史記日本書記等文引勘事狀云

今案[、]神璽鏡劍者[、]天照大神[、]賜皇孫天忍穗耳尊[、]永為^{天璽}[、]以太子天

津彦々火瓊々杵尊[、]為葦原中國之主以來[、]皇孫相傳天下一統夫天之所授人不奪之[、]所造誰被盜之[、]【後略】

兼実が、平家都落ちから十日後に既に新帝擁立を主張していたのは先に見たとおりで、事態は「三種宝物」の還御と立王問題とを切り離した形で進行していく。八月十日、院前で開かれた議定の席で「劍璽事、可^レ被召[、]諸道勸文否事」が問題となり（『玉葉』寿永二年八月十日条）、翌十一

日夜、平時忠のもとへ派遣した宝物の返還を促す使者が帰洛、「其状云、京中落居之後、可レ有レ還ヨ幸劍璽已下寶物等一事、可レ被仰前内府歟云々、事體頗似有「嘲弄之氣」（八月十二日条）となる。やがて十八日、兼実は

参院していないが、勘文の披露がなされたらしく（頭辨兼光送札云、明日可レ参院、神鏡劍璽等、諸道勘文之間事、並雜事等、可レ被豫議也云々者、稱レ疾不參」（八月十七日条）、二日後には高倉院四宮（後鳥羽天皇）が践祚を果たし、また兼実は劍璽の諸道勘文の書写を行っている（八月二十日条）。十日以降十八日までの間に勘文が作成されたのは確実で、

「寿永二年八月十五日」の日付はこれに符合する。この勘文には、「神璽鏡劍」を、天照大神が「皇孫天忍穗耳尊」に授けて永く「天璽」となつたと述べられている。これが『日本書紀』の記述そのものでないことは明白であるが、当時の「日本書記」の世界では、『古語拾遺』『先代旧事本紀』等に見られたような「天璽」概念をも重ね合わせる形で、「神璽鏡劍」が

捉えられていたのである。なお「三種宝物」については、他に『後鳥羽院御即位記』にも引かれる『定長記』で、延引している即位式と大嘗會をめぐる左大臣經宗と右大臣兼実の対立の様を記した條にも記述がある。

④三種寶物未歸來以前猶可有議之由天下稱之。仍昨日被尋左相府。

被申曰。雖無三種寶物何不被遂即位哉。神慮難量者。右府被申曰。此事去年大概言上了。不待三種寶物即位之條。一切不叶物儀。暫行御祈可被待之由所存也者。院仰曰。以兩相府申狀猶可有議歟。輒難被仰左右者。（『後鳥羽院御即位記』元暦元年六月廿四日）

これに関しては、『玉葉』の同日の条における兼実の言辞との対照によつて、事情がより鮮明になる。

⑤先我朝之習、以「劍璽主」爲「國王」、不待「璽鏡祚」之例、書契以來未「曾聞」、然而依レ無「止事」、有「立王事」、天子位不「空」一日之故

也、然至「于即位者、待「劍璽之歸來」、可レ被遂行也、『玉葉』寿永三年六月廿四日)

更に兼実は、自分の意見が「嘲弄之基」となつてゐることに憤り、劍璽帰來に対する祈祷も等閑のままで即位を行うのは「恐不レ重」彼三神「歟」と、強い調子で記している。先年、法皇に新帝擁立を強く促し、繼体天皇の例まで持ち出して、劍璽なしの践祚を合理化した兼実であつたが、御都合主義による先例無視はさすがに腹に据えかねたらしい。だが彼の関心は、現に「劍璽」を帶して西国にいる天皇よりも、「三神」そのもの、もしくは自分たちの新帝が「劍璽」を持たずに即位せざるをえない情況にいかに対処するか、ということにあり、都を遠く離れた天皇の「正統性」などにはなかつた。以上の点から、当時の宫廷においては確かに神鏡劍璽が神授の「三種宝物」であると認識されていたことが確認できよう。

では、こうした公卿が問題にする「三種宝物」は、『平家物語』に描かれた「三種神器」とどれほど重なるものなのだろうか。第一に、両者はともに神代伝来の宝器であると捉えられてゐる点で重なつてゐる。ここには旧稿で見たような、例えば熱田の「草薙劍」と内裏の「宝劍」とを別物とする理解はなく、寧ろ同一視する方向で把握しているようである。尤も、レガリアとしての劍は常に「宝劍」と呼ばれているので、それが果たして『平家物語』中におけるように「草薙劍」と称されていたかどうかは不明と言うほかない。旧稿で指摘した藤原教長や頭昭らの古今序注などの文献に「草薙劍」と熱田との関係を述べたことがある」とからすれば、同時代に複数の見解が行わっていたものとも考えられる。しかし第二に「三種宝物」は、践祚や即位と関連しての言及からも明らかのように、帝位を保証するものとして把握されてはいたらしいにせよ、その帰趨をめぐる問題が立王問題とは分けて議論されている点からすると、それは帝位にとつ

て絶対的な必要条件ではなかつたと言えよう。既に指摘があるように、『玉葉』に見られる「劍璽」の位置づけは、「君を守護する靈器」「天皇の御まもり」としての性格が強い。更に宗盛でさえ、新帝践祚後、寿永二年九月の段階で、法皇に対して「於臣全無奉^レ君之意」、事出^レ不^レ圖、周章之間、於舊主者且爲^レ通^レ當時之亂、奉^レ具蒙^レ塵外土了、然而此上事、偏可^レ任^レ勅定』(『玉葉』寿永二年十一月十四日)という書状を送つており、本稿冒頭で引いた「福原落」の章段での演説や、「院宣請文」において「君不^レ思食^レ忘^レ亡父數度之奉公^ヲ給^ハ者早^{可シ}有^レ御幸西國」(延慶本による。他本でも同内容)と述べ立たた態度とは異なり、自分たちの戴く天皇が「正統」であるとは考えていかつたようである。にもかかわらず、『平家』において「三種神祇ヲ帶シテ、君力クテ渡セ給ヘバ、是^{ヨソ}都ナ^レ」(延慶本・第五本「平家福原ニテ行仏事事付除自行事」)。他に、長門本・『盛衰記』・『闕諍錄』が同内容。)などと記されるのは、やはりそこに「三種宝物」を超えた「三種神器」の超越的意義を認めるべきであろう。これと関連して第三に問題となるのは、かつて富倉徳次郎氏が『平家物語』に見られる特性として指摘された、「三種の神器の存する所に帝位があるという信仰」、「その三種の神器を持ち給う安徳天皇が正しく、正統の天子であるという主張」の件である。富倉氏は、その点が端的に示されるのは「屋島院宣」と「院宣請文」の章段であり、それを頼朝の「征夷將軍院宣」と並んで、「清盛没後の歴史語りとしての『平家物語』」が行つている最も大きな虚構」だとまで言われる。これについては鶴巻氏の、「言葉は同じ「三種神器」を使っていても覺一本における意味は必ずしもいわゆる「三種神器」とは一致しない」という指摘をも考え合わせた上で検討すべきであろう。特に、本稿の稿末対照表で示したとおり、「三種神器」という語の使われ方が諸異種本中でも区々である以上、その差異を無視し

て「平家物語」の「三種神器」を考えることはできない。鶴巻氏にも既に、「延慶本では三種を指す言葉として他に「三種ノ宝物」「三ノ御宝」「三種ノ神祇」も使っており、統一されていない。ところが覺一本では卷九「三草勢揃」で「三ノ御宝」とする以外はすべて「三種の神器」としている。」との指摘がある。以下この点に関して、「屋島院宣」をめぐつての応酬が述べられる、十二巻本での卷十相当記事について考察していく。

三、「三種宝物」から「三種神器」へ——「屋島院宣」をめぐつて——

①一人ノ聖帝出^ア、北闕九禁之台^ヲ、而遷幸九州^ニ、三種ノ神祇、浮^テ南海^ヲ、而經數年^ヲ事、尤朝家之御歎、又亡國之甚^キ也。【中略】至^テ奉^シ帰^シ入^ル三種之神器^ヲ者、可^レ被^シ寛宥^セ彼^ノ卿^ヲ者也者^ハ、院宣如斯[。] (延慶本・第五末「重衡卿賜院宣西國ヘ使ヲ被下事」)

②我君者受^{セシム}故高倉院御譲^フ而、御在位既^ニ四ヶ年、雖^レ無^レ其^ノ御失[、]東夷北狄、結^ヒ黨^ヲ成^シ群^ヲ而入洛之間、依且^ニ幼帝母后之御情殊^ニ深^キ、且^ハ依^テ外舅外家之志^ヲ不^ニ淺^カ、暫^ニ雖^レ有^レ遷幸西國^ニ、於無^ニ還幸旧都^ニ者、三種ノ神器、争^カ可^レ被^シ放玉軀^ヲ哉。【中略】為^レシ^テ始^ト四國九國^ヲ、都^シ西^ノ國々之輩^ヲ、如^シ雲^ノ集^シ如^シ雨^ノ遍^シ、靡^{サ^レ}異賊^ヲ事、不^レ可^レ有^レ疑[。]焉。其^ノ時奉^リ相具^シ主上^ヲ、帶^シ三種ノ神器^ヲ、可^シ奉^レ成^シ行幸^ノ之還御^ヲ耳。 (同右「宗盛院宣ノ請文申事」)

「屋島院宣」の虚構性に関しては、富倉徳次郎氏が『平家物語研究』および『平家物語全注釈』において詳細に論じている。氏は、「屋島院宣」「院宣請文」に見える宗盛の強気な態度が、『玉葉』寿永三年二月二十九日、同三月一日、並びに『吾妻鏡』同年二月二十日に示された彼の恭順の姿勢

と合致しないのは、「一つには、以後の屋島・壇浦の合戦を、戦意を持つ源平両氏の対決として語る合戦史としての要求からと、もう一つこの三種の神器への信仰の要求による」ものであり、それによつて「この物語は、歴史的事実としては相当複雑な「諂文」の史実を、実は単純な論理によつて大衆に容易に理解し得るように、また感情的にも容易に捉え得る形において述べられていることになった」のだとされる。こうした見方を念頭に置きつつ『平家物語』諸異種本における「三種神器」の用例を見てみると、それが専ら卷十以前に集中し、壇ノ浦合戦以後、実体としての「神璽」「宝劍」「内侍所」への言及が多くなる箇所ではほとんど見られないことに気づく。『平家物語』において平家滅亡以降の場面でレガリアの行方を問題化する必要があったであることは、所謂『宝劍説話』の部分を含め、現存諸本が一様にそうした記事を載せている点からも窺える。用例数のみからでは断定できないが、虚構性が強く後次の増補の性格が濃厚な『屋島院宣』の前後に「三種神器」の使用が集中していることは看過しがたい。

先に述べたように、『屋島院宣』と「諂文」の記事では、現存諸異種本全てに「三種神器」の語が用いられており、これが『平家物語』の、少なくとも十二巻本における卷十に相当する部分の展開を規定するものとなつてることは確かであろう。だが、その使用のあり方には差異がある。対照表で示したとおり、延慶本並び長門本、および四部合戦状本においては、所謂「三種神器」の用例は、院宣と諂文の本文部分にのみ見られ、その他箇所ではほとんど「内侍所」（一ヶ所「三種ノ宝物」。四部本は「三種神宝」）のみが問題にされている。（二）は例えば、「三種神器」の例が比較的小ない屋代本でも、

③定長申ケルハ、「勅定ニハ所^レ詮、三種神器ヲタニモ都へ入レ奉セ給ハ、三

候ハ、西國へ可^レ被^レ返遣^レ候。此趣ヲ申サセ給ハ」ト申ケレハ、三

位中将、「今ハカ^レル身ニ罷リ成テ候ハ、一門ニ可^レ向^レ面トモ不^レ覚。女姓ニテ候ハ、母ノニ位ノ尼ナントヤ、今一度見トモ思候覽。【中略】母ニ位殿ニ細カナル御文ニテ、「今一度御覽セント思召候ハ、内侍所ノ御事、大臣殿ニ能々申サセ給ハ」トソ被^レ書タル。（屋代本・卷十「重衡六条東へ被渡事」）

とあつて、院の使者定長のいう「三種神器」の言葉に対して重衡は「内侍所」のみに言及するという具合に、記述に齟齬が見え、これは覚一本などにも共通して見えることがらである。ところが延慶本においては、

④院宣ノ趣条々仰含ム。「所詮^レハ、内侍所ヲ都へ返入奉ラバ、西国ヘ帰シ遣^レ」トゾ有ケル。重衡卿ノ被申^レケルハ、「今ハカ^レル身ニ罷成テ候ヘバ、親キ者共ニ面ヲ合ベシトモ覺候ワズ。又今一度見ント思者モ候マジ。若シ母ノニ位ナンドヤ無慚トモ思候ワム。其外ノ者ハ情ヲ係ベキ者有ベシトモ覺候ワズ。三種ノ宝物ハ神代ヨリ伝ハリテ、人皇ノ今ニ至ル（マ）デモ、シバラクモ帝王ノ御身ヲハナタル、事候ワズ。先帝ト共ニ都へ入セ給ハ、尤可然候ベシ。サ候ワザラムニハ内侍所ヲ入レ奉ル事ハ有ベシトモ覺候ワズ。【中略】ニ位殿ヘハ御文細々ト書テ奉リ給ヘリ。「今一度御覽ゼムト思食サバ、内侍所ノ御事ヲ大臣殿へ能々申サセ給ハ」（延慶本・第五末「重衡卿賜院宣西國へ使ヲ被下事」）

と、対話は一貫して「内侍所」をめぐるものとなつており（長門本・四部本も同様）、しかもこの後、

⑤（二位殿）【前略】只我三思ユルシテ内侍所ヲ都へ返入奉給ハ」ト宣ケレバ、人々淺猿ト思ヒアワレタリ。内大臣宣ケルハ、「誠ニ宗盛モサコソハ存候ヘドモ、サスガ世ノキ、モ云甲斐ナク、且ハ頼朝ガ思ワム事モハツカシク候ヘバ、無左右内侍所ヲ返入進セム事叶

マジ。帝王ノ世ヲタモタセ給事ハ内侍所ノ御故也。(同右)

というふうに、屋島における一門の會議も全て「内侍所」についてのもので、特に「内侍所」こそが帝位を保証する、との主張と共に、長門本のみならず所謂語り本系諸本とも共通している点は留意してよい。ちなみに、『玉葉』に記された風聞によれば、宗盛の発言は

⑥或人云、重衡所遣前大臣許之使者、此兩三日歸參、大臣申云、畏承了、於三ヶ寶物并主上女院八條院殿者、如仰可令入洛、於宗盛不_レ能參入、賜讀岐國可_レ安堵、御共ハ清宗ヲ可_レ令上洛云々、(『玉葉』寿永三年二月廿九日)

と、取り立てて「内侍所」を述べたものではなかつたらしい。私見では、
「内侍所」の権威を強調する姿勢は、現存『平家』諸本の特徴として一貫して見られるところである。壇ノ浦合戦の際、蓋を開けようとした武士たちが眩暈に襲われた件や、またその由来を説いた十二巻本の卷十一(神鏡説話)には〈宝劍説話〉と違つて新鏡記事が見られないことが現存諸本で全てに共通する点に、それは端的に示されている。『吾妻鏡』に見られる新鏡記事を意識した以下の記述との差異が、このことを如実に物語る。

⑦其後軍士等亂入御船。或者欲_レ奉_レ開_レ賢所。于_レ時兩眼急暗而神心憊然。【中略】是尊神別軀。朝家惣持也。神武天皇第十代崇

神天皇御宇。恐_レ神威同殿。被_レ奉_レ鑄改_レ云々。【中略】澆季之今。猶顯_レ神變。可_レ仰可_レ侍焉。(『吾妻鏡』第四・文治元年三月廿四日)
神鏡の新鏡を記す態度から見ると(あるいはこれは『吾妻鏡』の方が、『平家』的記述を〈史実〉に引き戻して述べた可能性もあるが)、『平家物語』における「内侍所」の扱いはより聖性を強める方向に進んでいくと見てよい。

以上の分析から、先学の指摘する「屋島院宣の虚構性」について考える

と、『平家物語』の元もとの姿勢は、延慶本・長門本や四部合戦状本に見られるような、「内侍所」に焦点を据えた前後に齟齬のないものだったのではないかろうか。そこに、「三種神器」の意義を謳い上げた虚構の「院宣」およびその「請文」が入り込んだことを契機に、その後の諸本生成においても、この語が多用されるようになつたものと想定される。この点は、「福原落」における宗盛の演説についても、『承久記』からの影響によって成った後次的な虚構とする富倉氏の説⁽³⁵⁾と考え合わせて、同様に理解べきと思われ、更に、諸異種本中でも特に整理された覚一本と大部の増補がなされた『盛衰記』が他本に比べてより多くのこの語を用いている点に、そうした流れが反映していると考えられる。富倉氏が言われる「三種の神器」の存する所に帝位があるという信仰⁽³⁶⁾は、おそらく一気に成立したのではなく、『平家物語』の諸異種本群が成長していく過程に歩調を合わせて展開していくものと思われる⁽³⁷⁾。

四、「三種神器」の思想史へ

では、『平家物語』の「三種神器」の語はどうから来たものなのだろうか。鶴巻氏により、鎌倉時代の日記類で「三種神器」の語が使われているのは『花園天皇宸記』の次の例のみであることが指摘されている。

①青蓮院宮慈道參入、【中略】又語云、三壇御修法象三種神器、延命々口傳云々、(『花園天皇宸記』文保元(一一一七)年四月廿九日)
三耶形鏡也、不動三摩耶形劍也云々、如意輪象神璽云々、此外有種
だが、鶴巻氏も言わるよう、「延慶本が延慶三年(一一一〇)に書かれるとすると『花園天皇宸記』より早い例と言える」のであり、更に、これまで見てきた通り、この語が延慶本に止まらず『平家物語』の現存する異種本全てに見えることからすれば、これが『平家物語』に取り込まれた

のはもっと早い段階であつた可能性も推定できる。鶴巻氏は、花園天皇に「三種神器」について奏上したのが慈円に連なる青蓮院の慈道法親王であったことから、「三種神器」の研究および『平家物語』へ流入していった場として、「台密とくに青蓮院の周辺」を想定される。この点は、阿部泰郎氏が明らかにされた。⁽²⁾ 青蓮院第四門跡・道覺法親王（一一〇四～一二五〇）の名を付した『治國利民目録』並びに『天子本命目録』の二種の即位法の中に、「三種神器（三種深義・三種ノ神祇）」に関する口伝が収められていることと合わせて考えれば、更にその可能性が高まる。阿部氏によれば、「（一）の二書を道覺撰と信する根拠はない」が、「口伝法門の側がそうした世界に連なるべきものとして即位法を認識していた」と、およびその生成が、伝授を受けたとされる心賀（活動盛期は文永年間から鎌倉末期にかけて）の時点まで溯源ることは確実であろうという。

本節においては、こうした先学の研究成果を踏まえ、この点について考えてみる。そこで注目したいのは、伊勢神道でも大いに参考にされたと見られる『天地靈覺秘書』の、次の記述である。

②『三種神器』

・三種神器　・神璽　・宝鏡　・内侍所

・八坂瓊曲玉者・三密満徳如来舍利・大日覺王珠也。・天地紙妙体・一切衆生福田也。

如意寶珠出。

・八咫鏡者　三身真足形、蘊淨者化身相也。空觀者法身理也。是則中道裏相妙体也。

・宝鏡者　諸尊智也、文殊智切也。三密耶形、号天難量鏡也。金剛王室鏡也。

此三種神宝者、無式平等無差別、則法報應三身、空仮中道妙理也。『天地靈覺秘書』

この書は弘安九年（一二八六）以前の成立とされ⁽³⁾、弘安十一（一二八八）年には、後に伊勢外宮一樞宣に就任することになる度会行忠に所持されて

いたほか⁽⁴⁾、度会家行の『類聚神祇本源』（一二二〇年）に引用されてもいる。牟禮仁氏が述べられるように、もし良遍述『神代卷私見聞』に見える「伝教大師・六月会・時勅使、此時造書被置、名「天地靈覺章」」が『天地靈覺秘書』のことであるとすれば、本書は最澄作に仮託された台密系のテクストということになる。内容的には、特に裏書きや傍書き部分に東密系の傾向が窺えるものの、この「三種神器」解釈に関しては、それを三身・三諦によって説いているところなど、台密の影響が見られる。所謂伊勢神道が行くから家行の時代にかけて体系化されたことは周知のことであり、その特質については久保田収氏によると「神徳とともに國家の永久性を説き、それを明示するものとして、神器と神勅に焦点をおき、これを中核として詳説⁽⁵⁾することにあるともされるが、意外にも、彼らの著述や所謂「神道五部書」をはじめとする中心的テクストには、「三種神器」の語が現れてこない。そのほとんど唯一と言える例が『類聚神祇本源』の中を見える⁽⁶⁾。帝「中略」補宣者。持賢木・儀・祭祀。是皆神代古風行來禮奠也。

其上一補宣者。口三訣三種神器印三定萬機尊位。受倭姫之聖跡⁽⁷⁾ 戴宗廟之神體。〔類聚神祇本源〕十五・神道玄義篇

これについては既に阿部泰郎氏が「神宮の祠官が王の即位について三種神器に関する秘伝を相承していると記すのは注意に価しよう」と注目されているところだが、用語に拘ってみれば、「三種神器」の語は伊勢の神官にとって、神官古来と言うよりは、例えば行忠などが敢えて灌頂を受けて獲得した外来の観念だったのかもしれない。阿部氏や鶴巻氏の指摘のほか、本稿で取り上げた『天地靈覺秘書』の記述など、どれも天台との繋がりを強く示唆するものである⁽⁸⁾。そもそも「三種宝物」が、『日本書紀』に見える「八坂瓊曲玉及八咫鏡・草薙劍」を起源とし、やがて宮中のレガリ

アの呼称へと転化していったのに対し、「三種神器」は、「神器」が漢籍において帝位やレガリアと深く関わる語だったことから考へても、「神璽・宝劍・内侍所」というレガリアを基準に、そこから「三種宝物」という観念をも包摂しつつ展開していったのではないかと思われる。そうした動きは、十三世紀中頃以降半にかけては、確実に存在したであろう。尤も、

それが皇位のシンボルとしての政治思想的立場を確立するには、下川氏も言われるよう、慈遍や北畠親房の登場を待たねばならなかつた。¹³⁾

④繼帝位、必有^ニ神璽也、謂鉄鏡寶珠也、【中略】於是倭姫命世紀曰、崇神天皇以往、九帝同^レ殿共^レ床、然漸畏^ニ其神勢^ニ、共住不^レ安、故令^ニ齋部氏卒^ニ石凝姥神裔、天目一箇一氏^ニ、更鑄^ニ造鏡劍^ニ、以

爲^ニ護身御璽^ニ焉、是今踐祚之日、所^レ獻神璽鏡劍、是也云々、然於^ニ寫本中^ニ、其内侍所者代々之靈驗、度々之火怪云々、其寶劍則沈^ニ西海底^ニ、其神璽則于^レ今御座云々、抑正本中、内侍所者内宮御體、神璽太玉外宮相殿、但寶劍者、古語拾遺曰、【中略】其草薙劍今在^ニ尾張國熱田社^{（後延喜世紀亦同此數）}、三種神靈各崇^ニ于靈宮^ニ、百王繼^レ德、專

足^ニ于冥鑑^{（足于冥鑑）}【旧事本紀玄義】卷第四「皇位繼^レ德」

慈遍は『旧事本紀玄義』（一二三二年）において、天皇が位を継ぐのに必要な「鉄鏡寶珠」について、伊勢神道書『倭姫命世記』を引きながら、それに「寫本」と「正本」とがあることを述べ、「正本」たる「三種神靈」が伊勢の内外宮と熱田に納められていることと「百王の徳を継ぐ」と、専ら冥鑑に足りり」とする。こうした発想は、北畠親房の「此國ハ三種ノ正體ヲモチテ眼目トシ、福田トスルナレバ、日月ノ天ヲメグラソ程ハ一モ力ケ給フマジキ也」（『神皇正統記』後鳥羽）という記述とも通底し、「神器」の「オリジナル」を宣揚する態度を端的に示している。このように「三種神器」観念を明確化した彼らの思想の根底にあつたのが伊勢神道の思想だ

つたことは言うまでもないが、一方で所謂「三種神器」観念とは、レガリアの存在 자체を問うことによって初めて成立したものであつて、そこに、その観念が神宮祠官の外部で発達を遂げた理由も存したのではないかだろうか。

おわりに

最後に、このような当時の思想の流れの中で『平家物語』がどのような位置を占めているかにふれておきたい。度会家行の『類聚神祇本源』とほぼ同時期に成った虎闘師鍊の『元亨糺書』（一二三二年）中に、次のような「神器」の語が見られる。

①素尊奉^ニ劍於天照太神^ニ。太神曰。我屏^ニ天巖^ニ時。落^ニ此劍于近州伊布貴山^ニ。是我神劍也。太神命^ニ其孫瓊杵尊^ニ。降^ニ此國^ニ。付^ニ三神器^ニ爲^ニ國鎮^ニ。劍其一也。累世爲^ニ國寶^ニ。至^ニ崇神皇帝^ニ。恐^ニ劍靈威^ニ。召^ニ良治^ニ模打^ニ。獻^ニ舊劍于伊勢太神宮^ニ。新劍留^ニ王宮^ニ。【中略】至^ニ此名^ニ草薙劍^ニ。武尊自^レ東歸^ニ。還^ニ劍於勢宮^ニ。其後^ニ以^レ劍藏^ニ尾州熱田神祠^ニ。【元亨糺書】卷第二十一・資治表二・天智

本書については、北畠親房への影響など看過しがたい点も多いが、かつて『和州布留大明神御縁起』（文安三（一四四六）年以前）や『雲州樋川上天淵記』（大永三（一五一三）年）の成立との関わり、『本朝神社考』（正保二（一六四五）年以前）への引用等について指摘したことのある、「草薙劍」の由来を記す（金劍説話）の部分を見てみる。ここで、剣が「三神器」の一つとされている点が目を引くが、それとともに、これを天照大神が「伊布貴（伊吹）山」に落とした「我神劍」であると述べている箇所は、『平家物語』の延慶本等（他に長門本・『盛衰記』にも）に記されていた記述を容易に思い起^{（記）}させる。

②是神劍也。尊是ヲ取テ、「我何ガ私ニ安ゼム」トテ、天照大神ニ獻

給。天照大神是ヲ得給テ、「此劍ハ我高天原ニ有シ時、今ノ近江國

伊吹山ノ上ニテ落タリシ劍也。是天宮御宝ナリ」トテ、豐葦原ノ中

津国ノ主トテ、天孫ヲ降奉給シ時、此劍ヲ御鏡ニ副テ献リ給ケリ。

尔ヨリ以来、代々ノ帝ノ御守トシテ、大内ニ崇奉レタリ。(延慶本)

・第六本「靈劍等事」

嘗て述べたように、この説は他にも、伊藤正義氏が紹介された『日本記』⁽⁶⁵⁾ 神代卷取意文⁽⁶⁶⁾などに見え、こうした、近江の伊吹と出雲の大蛇とを繋ぐ線によつて、日本武尊の伊吹山での遭難を素盞烏尊に斃された大蛇の剣に対する執心に結びつける、という趣向が存在したことは興味深い。その源流が『平家物語』であつたと断定するのは、性急の譏りを免れまい。けれども、「宝剣」の水没を大蛇の執心の表れと解釈し、物語を構築していく『平家』(宝劍説話)の枠組が、こうした説を支えていたことは確かであろう。従つて、虎閻師鍊の記す(宝劍説話)および「三神器」の中に『平家物語』の影を認めることが不可能ではあるまい。だが『平家』(宝劍説話)に見える「宝剣」＝「草薙剣」という重ね合わせが、治承・寿永の乱当時の人々を震撼させた(「宝剣」喪失という物語)を効果的に表

現すべく仕組まれたものであり、「三種神器」という新しい観念による修飾もその指向性を逸脱するものではなかつたのに比べて、虎閻の場合は所謂「神器」について、

③其所謂自然者三神器也。三神器者神鏡也神劍也神玉也。此三皆出

自然天成一也。初天照太神在天宮也召其孫瓊杵尊曰。葦原中者吾孫胤統御之地也。寶祚之隆當與天壤無窮。即以三八咫鏡。八

坂瓊。草薙劍授之。【中略】以是言之我國雖東方海極之城。其統御之靈也與天壤開闢同兆乎。不然三般神器何出於鑄刻之

先而降於天乎。是我國運之自然者也。【中略】然五帝之世猶無傳國之信器。況三皇乎。【中略】始皇刻十璧以爲國器。漢又以高祖斬白蛇劍爲傳國寶。爾來劍璽爲三國器。【中略】而受命之符皆人工也。非天造也。〔元亨秘書〕卷第十七・王臣一。『贊曰』

と、中国の「傳國璽」等とも対比させながら、異朝のそれが「人工」の宝器であつたのに対し、天照大神から今に至るまで受け継がれた「神器」は「自然」の産物であり、皇統が連續として絶えることなく続いているのも「天造自然之器之所致乎。因是而言雖千萬世後不有擾奪之虞矣。」(同右)と、誇らしげに記している。このように、彼が「神器」を天照大神による天皇の神聖王権を保証するものとして謹い上げる姿勢は、「喪失」を物語ることに主眼を置いた『平家』とは明らかに異質なものである。そして、それはやがて北畠親房の、「ナベテ物シラヌタグヒハ、上古ノ神鏡ハ天徳・長久ノ災ニアヒ、草薙ノ寶劍ハシヅミケリト申傳ルコト侍ニヤ。返々ヒガコト也」(神皇正統記)後鳥羽)という言葉に結実することになる。⁽⁶⁷⁾

治承・寿永の乱当時、「神代伝来の宝器」と信じられた「三種宝物」としての「神璽」「宝剣」「内侍所」は、やがて新しく登場してきた「三種神器」という観念を取り込みつつ、『平家物語』後半の展開を握る重要なカギの一つとして、武久堅氏のいう「滅亡物語⁽⁶⁸⁾」を紡ぎ出していった。その過程で、古代神話に直接根を伸ばしていた「三種宝物」をめぐる言説が、中世的「三種神器」神話へと装いをあらためていったと考える。あるいは『平家』自体、この耳慣れない用語が巷間に浸透していくことに一定の役割を演じていた可能性もあるう。『元亨秘書』に見える(宝劍説話)

の存在がその辺りの事情を暗示している。一方、文芸と一線を画した宗教・政治思想の領域では、「神器」の持つ〈神代伝来の宝器〉としての側面が、現実の王権を権威づけるものとしてよりクローズアップされ、ついには『平家』的物語説の否定にまで至る。とはいっても、実際にはそれもまた、歴史を解釈する上でのもう一つの物語だったのではないか。「歴史」とは「ストーリー」であり、物語として共有される歴史が、あらたな現実の物語をつむぎだしている。」——兵藤裕己氏のこの発言は、『平家物語』と「三種神器」神話の生成との関わりを考える上で最も過しがたい問題を示唆している。本稿ではその一端にしかふれえなかつたが、今後は『太平記』や『剣巻』をも含めて、〈「三種神器」神話〉の物語説における展開を検討していきたい。

〔注〕

- 1 覚一本（高野本）および屋代本の引用は、麻原美子・春田宣・松尾草江三氏編『屋代本高野本対照平家物語』（平成二年五月、新典社刊）による。
- 2 「異種本」の概念は、大井善壽氏『平家物語』の「語り」と「読み」一口承と書承の概念規定から』（『軍記と語り物』、昭和四十九年十月）における、「著作性本文形成によって制作された新しい『平家物語』のテキスト」（五九頁）という規定に従う。
- 3 対照表にも示した通り、『源平盛衰記』には、早く所謂「信連合戦」の場面（卷十三）で「三種ノ神器」の用例が独自に見える。なおこの場面の説話に関しては黒田彰氏『源平盛衰記と中世日本紀—熱田の深秘統綱』（和漢比較文学叢書15『軍記と漢文学』平成五年四月、汲古書院刊）を参照。
- 4 最近の成果としては、新田一郎氏「繼承の論理—南朝と北朝」（岩波講座『天皇』と王権を考える2・統治と権力）所収・平成十四年六月、岩波書店刊）がある。
- 5 引用は村上重良氏『日本史の中の天皇』（平成十五年二月、講談社学術文庫）による。原本は『天皇と日本文化』（昭和六十一年十月、講談社出版研究所刊）。
- 6 下川玲子氏『北島親房の儒学』（平成十三年一月、ぺりかん社刊）。
- 7 鶴巻由美氏「三種神器」の創定と『平家物語』（『軍記と語り物』30・平成六年三月）。

9 拙稿『平家物語』（宝劍説話）考—崇神朝改鑄記事の意味づけをめぐって—』（『説話文學研究』30・平成七年六月）、『平家物語』の構想と『宝劍説話』—延慶本の場合を中心に—』（韓國・漢陽日本學會『漢陽日本學』4・一九九六年二月）、『剣巻』をめぐって—』（『軍記と語り物』35・平成十一年三月）、「日本の古代・中世における『宝劍説話』の流通について—』（『宝劍』）II「草薙劍」という物語の始発をめぐって—』（『台灣日本語文學報』17・二〇〇二年十二月）。

- 10 「神祇」の用字に関しては、阿部泰郎氏が「慈童説話の形成（下）一天台即位法の成立をめぐりて—」（『國語國文』六〇一・昭和五十九年九月）で紹介された、『天子本命目録』中の記事、「天照大神」以降、「三種ノ神祇」相傳即位。是、百王ノ王御職位（習也）（三八頁）が、特に天台即位法の口伝においてこの語が用いられていたことを示すものとして注目されるほか、前田家本『水鏡』「神武天皇」でも、「内宮ノ神駄トシテ。天照大神ノ御駄是ナリ。此鏡ヲ内侍所ト申ナリ。是ヲ寫シテ内裏ノ三種ノ神祇ノ第三ノ内侍所ト今ニ號スル也。」（翻訳新二御座テ。本ノ内侍所ニ劣り給ズト申傳タル也）とあることが知られている。また鶴巻由美氏は注7の論考で、「三種神祇」と「三種神器」は音も一致するので通用しやすいと思われ、「三種神器」の形成にも大きく関与したと考えられる（五三頁）とされる。更に時代が下って、中世の「三種神器」説を集成した感のある『塵添鑑叢鈔』卷第八「三種神器事」には、「三種ノ神器トハ。何事ソ。天子ノ御寶ノ中ニ。殊ナル御守リ三アリ。仍三種神器ト云也。又神祇共書也。」（ハ内侍所神鏡。二ハ神璽。三ハ寶劍也。）（大日本佛教全書版）と記され、両表記の並存を示している。
- 11 百二十句日本は斯道文庫本影印版（昭和四十五年一月、汲古書院刊）に拠つたが、欠巻である巻八については、国会図書館蔵本を底本とする新潮日本古典文学集成版を参考にした。
- 12 小西甚一氏「平家物語」の原態—本文批判と作品批評の接点—（平川祐弘・鶴田欣也氏編『日本文学の特質』平成三年七月、明治書院刊）および『平家物語』の本文批判—水平伝承と垂直伝承—（『日本語と日本文学』15・平成三年十一月）参照。
- 13 六国史は、『日本書紀』が岩波（旧）日本古典文学大系、『続日本紀』が岩波新日本古典文学大系、その他は、吉川弘文館の新訂増補国史大系による。
- 14 新日本古典文学大系『続日本紀』の補注6・九六（四四三頁）。
- 15 注8の拙稿・二〇〇二年、第一節参照。
- 16 「音注河上公老子道德經」（中華民國五十三（一九六四）年十月再版、廣文書局印行）により、適宜句読点および返り点を施した。
- 17 「漢書」（中華民國八十五（一九九六）年三月再版、宏業書局刊）四二〇九頁により、適宜句読点および返り点を施した。
- 18 『新校胡刻宋本文選』（中華民國八十四（一九九五）年十月版、華正書局刊）四九

十一·卷第六本

長日本武尊の東征説話。延喜と百(及び「劍卷」)は、所謂「源大夫説話」によつて、「熱田」の起源を脱く。「草薙(伊勢)」から、「天照大神の手を経る」ことでその名を得、やがて「熱田社」に收まる。という絆縁は、諸本一致。

盛神天皇の時、剣の奉遷。
屋百には新銘記事の奉遷。
・四(及び「劍卷」)は、
拠となつた。『古語拾遺』、原盛
様に劍鏡の新銘は劍を記のみし
長に、南の覚は劍を記のみし
「四、屋」は、本劍をの除新延同盛
跡。また、南の覚は劍を記のみし
く。の本劍をの除新延同盛
劣らぬ盡威では、
を脱く。

<p>廣本系及び前、剣を天照が以前落としたものとする。</p>	<p>百、献上の件を「村雲」の由來後に記し、「ソレヨリ代々傳りシ」とのみで、天孫降神の件に触れない。</p>	<p>諸本中、延のみが「村雲」の由來を天孫降神の後に記す(表文中「※部分」)。</p>	<p>長、天孫降神記事が重出する。</p>	<p>延・覺には、ここで「三種延・覺」である。</p>
<p>振た。「草薙劍」も勘討する。</p>	<p>素戔烏尊の大蛇退治から盤上まで。百は、献上の件後出。</p>	<p>天劍の発見、天照大神への獻上まで。</p>	<p>天照大神への獻上まで。</p>	<p>天照大神への獻上まで。</p>

十一·卷第六本

十二・卷第六末			十一・卷第六本			内侍所	
宝鏡	三種の神器	内侍所	神鏡	御鏡	御鏡	内侍所	
「神鏡」	× × ×		《前出》	×	×	御かゝみ	○ × × ○
「寶劍」	×	神鏡・ 三種の神器	《前出》	×	×	御鏡	× ○ × ○
「神劍」	×	宝劍・ 三種の神器	内侍所	《前出》	×	神鏡	○ ○ ○ ○
「神劍」	×	神劍・ 三種の神器	内侍所	《前出》	《前出》	内侍所	○ ○ ○ ○
（欠）	（欠）	（欠）	（欠）	（欠）	（欠）	内侍所	○ ○ ○ ○
× × ×	× × ×	三種の神器	《前出》	×	×	内侍所	○ ○ ○ ○
× × ×	内侍所	神鏡・ 三種の神器	《前出》	×	×	内侍所	○ ○ ○ ○
× × ×	× × ×	三種の神器	《前出》	×	×	内侍所	○ ○ ○ ○
× × ×	× × ×	三種の神器	神鏡	内侍所	内侍所	内侍所	○ ○ ○ ○
× × ×	× × ×	三種の神器	神鏡	内侍所	内侍所	内侍所	○ ○ ○ ○
は「瀧頂巻」。(長・盛も覺ゆる。)一巻分を宛てる。			時忠関連記事。屋島院宣の事方(四は無名)への焼印の事。諸本全てに見える。	百、他本前出の内侍所神鏡。また、独自に引出物の別鏡や第六天の魔王と結びついた神鏡説話を展開、「劍巻」等とも部分的に共通する。	本に際しての盤験譜では、その後、百のみ、壇ノ浦での内侍所の盤験を重出。		参考。「直幹申文絵巻」等の集抄。

本对照表は、今後の研究のための基礎資料として、『平家物語』諸本の本文中(目録は除く)における「三種神器」、およびそれと関連する「神鏡」「宝鏡」「内侍所」等の用例の記述の異同をまとめたものである。

卷数は延慶本を拠り、表中の○は、延慶本を標準としてそれと一致するものに付した。表記は可能な限り各本に拠ったが、煩雑を避け、仮名の大小と異体字等は統一した。

表中の×は、当該本以外の他本にその記述が見られないことを示し、延慶本を標準とするものではない。また(欠)は欠巻、斜線欄は当該記事が見られないことを示す。

百二十句本は汲古書院刊・斯道文庫本の影印版に拠ったが、欠巻である巻八は国会本を底本とする新潮日本古典集成本に基き、表中の×で示した。またそれ以外の箇所でも、斯道本との間で大きな異同が見られる部分は、集成版を参考に()で示した。

表中、「三種神器」を意味する表記には、異表記である「神抵」は□で示した。また一連の対比的表記と判断されるものには「-」を、それ以外には「_」を付す。

所謂「宝劍説話」の範囲を、波線――で区切つて示した。